| 日 時   | 平成26年8月5日 (火) 13:30~15:30  |
|-------|--|
| 会 場   | 芦屋市福祉センター 3階 会議室2  |
| 出席者   | 委員長 神部 智司委員 宮崎 睦雄,森川 太一郎,魚崎 須美,堺 孰,宮平 太,進藤 昌子,大島 眞由美,鈴木 一生,寺本 慎児委員以外 権利擁護支援センター 脇 朋美,山岸 吉宏事務局 芦屋市地域福祉課 細井 洋海,吉川 里香,南 由優,宮本 ちさと芦屋市障害福祉課 西川 隆士 芦屋市高齢福祉課 木野 隆 芦屋市介護保険課 浅野 理恵子 |
| 会議の公表 | ■ 公 開 □ 非公開 □ 部分公開   |
|       | <非公開・部分公開とした場合の理由>   |
| 傍聴者数  | 1人   |

## 1 議題

- (1) 平成26年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
- (2)「第6次芦屋市障害者(児)福祉計画及び第4期芦屋市障害福祉計画」及び 「第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」のアンケート調査 (権利擁護に関する内容)の結果について
- (3) その他

# 2 資料

#### 事前配布資料

- 資料 1-1 平成 25 年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告
- 資料 1-2 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 資料 2-1 第3次障害者基本計画の概要
- 資料 3-1 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定に向けたアンケート調査 結果報告(概要版)案
- 資料 3-2 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定に向けたアンケート調査 (60 歳以上調査)
- 資料 3-3 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定に向けたアンケート調査 (要支援・要介護認定者調査)
- 添付資料 障がい福祉に関するアンケート調査票 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定に向けたアンケート調査

## 当日配布資料

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアル

## 3 審議内容

(1) 平成 26 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告について (権利擁護支援センター 脇)

事前資料 1-1 平成 25 年度芦屋市権利擁護支援センター 活動状況報告 の説明 (権利擁護支援センター 山岸)

事前資料 1-2 平成 26 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画 の説明 (神部委員長)

ただいまの説明について, ご質問, ご意見等ありますでしょうか。

## (鈴木委員)

資料1-2の3)で、介護相談員の派遣を6月から行うとの記載があり、現在2ヶ月経過していますが、進捗状況はどうですか。

## (権利擁護支援センター 脇)

6月にオリエンテーションを行い、順次派遣を始めています。現在介護相談員 に登録している方は20名で、1施設を3名体制で回しており、現状の体制に相談員 に5人ほど増加すると、体制が安定すると思います。

## (鈴木委員)

資料1-2の4)で、成年後見制度のパンフレット作成を計画に挙げていますが、進捗状況を教えてください。

## (権利擁護支援センター 脇)

現在は企画段階ですが、遅くとも今年度中には完成させたいと考えています。(鈴木委員)

資料1-2の2)で、市民後見受任システムの要綱等の整備とありますが、これは芦屋市独自の取り組みですか。

## (権利擁護支援センター 脇)

神戸市、尼崎市では既に市民後見人が選任されており、西宮市も、今年度中に 実現させたいと取組を始めておられます。全国的にも市民後見人が注目されてお りますが、本市では市民後見人の受任システムが構築されていません。今後、他 市の要綱や体制を参考にしながら、平成26年度中実現に向けて進めたいと考えて います。

## (神部委員長)

資料1-1の説明で、生活困窮の相談が増えたとの報告がありましたが、その背景にはどのようなこと考えられますか。また、この状況にどう対応していますか。虐待が起こった場合に、虐待者、被虐待者への対応をどのようにしているかも説明をお願いします。

#### (権利擁護支援センター 脇)

生活困窮の相談が増えた背景は、はっきりは分かりませんが、支援を進める中で、例えば、金銭管理に関して福祉サービス利用援助事業を必要としていても、利用者の方が、サービス利用料を支払えないという状況に直面し、支援者としてもどかしさを感じることもあります。限られたお金の中で、その都度ご本人と相談して、細かく対応して、やりくりしています。

#### (事務局 吉川)

十分な分析はできておりませんが、障がい者における生活困窮の相談の増加の 理由のひとつには、計画相談や障がい相談支援事業が浸透し、支援内容が充実し てきている中で,支援を必要としている方の掘り起しができているように思います。新規の相談者だけでなく,支援している中で,生活状況が分かり,権利擁護支援に繋がっているという実態もあるように思います。虐待の対応しているケースでも,支援している中で生活困窮の実態が分かることが多く,このようなことから結果的に増加していると考えます。

# (権利擁護支援センター 脇)

高齢者虐待の支援は、芦屋市が作成したマニュアルのフローに沿って行っており、行政、高齢者生活支援センター、権利擁護支援センターで話し合いの場を持ち、「虐待の事実あり」と判断されれば、三者で個別ケース会議の場を持ちます。その会議の中で、養護者支援において、成年後見制度の利用が必要であれば権利擁護支援センターが、生活支援が必要であれば高齢者生活支援センターが主に支援に入るというように、ひとつひとつのケースについてで、フローに位置付けられている会議の中で役割分担を決めて対応しています。

# (神部委員長)

本日の資料にあるように、今年度は養介護施設従事者等による高齢者虐待対応 マニュアルも完成しましたので、これに沿って対応できることが大きな前進だと 思います。このマニュアルはプロジェクトチームの方々のご尽力により完成しま したが、障がい者の虐待対応についても、引き続き迅速な対応をお願いします。

## (権利擁護支援センター 脇)

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアルの啓発を目的に、今月の 20日に研修会を開催する予定です。

## (大島委員)

資料資料1-1の2ページ目の「分類別相談内容別 相談対応件数」で、「権利侵害(虐待・DV)」と「虐待対応」が項目として別々に挙げられていますが、この2項目はどう違うのでしょうか。

# (権利擁護支援センター 脇)

「権利侵害(虐待・DV)」は、虐待と判断される前の「疑い」の段階で計上しています。「虐待対応」は虐待の事実ありと判断した後を計上しています。

# (大島委員)

「その他権利擁護支援」の項目は、具体的にどういった内容ですか。

## (権利擁護支援センター 脇)

ほとんどの場合, 生活支援です。

## (神部委員長)

「その他権利擁護支援」の項目を、もう少し細分化することは可能ですか。

#### (権利擁護支援センター 脇)

この項目の詳細は、精神障がいの方からの電話対応が多いですが、更に細かく 分類することは、難しいです。

#### (神部委員長)

障がいの種別は身体,知的,精神と3つあり,種別によって相談内容を分けることは可能ですか。

#### (権利擁護支援センター 脇)

次回から分けて、お示しできるようにしたいと思います。

#### (進藤委員)

精神障がいの方からの電話が多いというのは、ご本人、ご家族のどちらからですか。また、3つの種別の障がいのうち、いずれの方からの電話が多いですか。

## (権利擁護支援センター 脇)

ほとんどの場合がご本人からの電話で、種別では精神障がいの方が多いです。

(鈴木委員) 成年後見の受任者を,成年後見の経験のある人を広報等で募って,そういう 方々で組織を作ることは難しいですか。

# (権利擁護支援センター 脇)

昨年,親族後見のフォローアップ研修を行ない,29名の参加がありましたが, 親族後見受任者は1名の参加で,他28名は,親族後見を考えており,話を聞いて みたいと思って参加したという方々でした。広報の難しさを感じています。

# (進藤委員)

親族が後見人をしている方は、仕事を退職した方ばかりでなく、就労している 方も多いと考えられるため、時間の余裕が無く、研修会に参加する時間を取れな いのではないでしょうか。

# (鈴木委員)

芦屋市で親族後見を受任している方の人数は分かりますか。

## (事務局 細井)

裁判所が公表していないため、把握できません。

## (神部委員長)

親族後見を受けておられる方に向けての研修の開催場所,時間,回数等,ニーズに即した形での開催を検討してください。

## (大島委員)

資料1-3で、権利擁護支援ワークショップを開催予定とありますが、対象者や内容、今後の予定について教えてください。

## (権利擁護支援センター 山岸)

浜風地区では民生児童委員・福祉推進委員全体研修会にて2回行いました。内容ですが、1回目は「権利擁護とは何か」の説明、2回目はグループワークを行うといった2段構えでした。岩園地区では、地域発信型ネットワークの小学校区での連絡会で行い、「権利擁護支援とはなにか」というテーマでグループワークを行いました。

# (宮平委員)

今年度は、6月に三条地区での事前説明を終えています。今後は、10月に宮川地区で、日程は未定ですが、朝日ケ丘地区でワークショップを行う予定にしております。

#### (魚崎委員)

権利擁護に関する相談について、芦屋市は、尼崎市や西宮市、神戸市などの近隣市と比較して、相談件数の増加やその内容などに特徴は見られますか。

## (権利擁護支援センター 脇)

現在は近隣市との比較は行っていませんが、西宮市、伊丹市、宝塚市には権利 擁護支援センターがあるため、今後、お示しできると思います。

## (神部委員長)

相談件数はやや減少していますが、ひとつひとつのケースの内容は多様化、複

雑化,高度化しています。現在権利擁護支援センターの職員は5名おられますが,今後もより一層,ご対応いただける体制づくりをお願いします。

(2)「第6次芦屋市障害者(児)福祉計画及び第4期芦屋市障害福祉計画」及び 「第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」のアンケート調査 (権利擁護に関する内容)の結果について

(事務局 吉川)

事前資料 2-1 第3次障害者基本計画の概要

(事務局 南)

事前資料 3-1 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定に向けたアンケート調査 結果報告(概要版)案

事前資料 3-2 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定に向けたアンケート調査 (60 歳以上調査)

事前資料 3-3 第7次芦屋すこやか長寿プラン 21 策定に向けたアンケート調査 (要支援・要介護認定者調査)

について説明。

## (神部委員長)

ご意見、ご質問はございますか。

## (宮崎委員)

資料2-2の57ページで、「差別を受けた場所や場面」に関する結果の出し方ですが、就労している方を100%としているのではなく、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者のそれぞれの回答者を単に100%としているため、例えば知的障がいの方で就労している割合が低ければ、この結果の割合は高くは出ないことになるので、この算出のしかたでは実態を正確に把握できないのではないでしょうか。「通勤・通学先」や「仕事を探しているとき」の割合の出し方も同様のことが言えます。

回答者のうち、就労している割合にも三障がいでばらつきがあるため、三障がい者の傾向の解釈は慎重にするべきだと思います。結果をそのまま報告するには支障はありませんが、その結果をどう解釈するかは、専門的な方で話し合う機会を持つなどする方が、様々な視点から考えられるため、良いのではないかと思います。

# (事務局 細井)

今回の調査結果は、具体的な計画に反映させる根拠として重要ですので、いただいたご意見は所管課にお返しし、解釈のしかたを検討したいと思います。

#### (進藤委員)

資料2-2の60ページで、「権利擁護に関する学習意向」に関して、「情報だけがほしい」との意見が多いとのことでしたが、権利擁護に関するチラシ等を配布する予定はありますか。

#### (事務局 細井)

所管課と協議したいと思います。障がい福祉に関するアンケートで、「権利擁護」に関する設問が入りましたのは今回が初めてですので、実態把握と合わせ

て, 結果に基づいて, 画一的にお知らせする内容や, 個別に行う対応をどう実施 するかも検討したいと思います。

## (鈴木委員)

障害者虐待防止法が施行されておりますが、就業されているときに、知的障が いのある方が言葉による虐待を受けたときの相談先やフォロー体制はあります か。

# (事務局 細井)

平成24年からこの法律が施行されましたので、芦屋市ではそれに合わせて虐待対応マニュアルを作成しました。虐待が、養護者によるもの、施設従事者によるもの、使用者によるものの3分野のマニュアルとフローを作成し、虐待通報があればフローチャートに沿って対応する体制はできています。

就業先における相談もあったと聞いていますが、すぐに就業先に事情を聞く等 には至っていません。非常にデリケートな問題と認識しています。

# (鈴木委員)

何かあればイエローカードを言い渡して、それが積み重なれば行政が対応する ということはありますか。

# (事務局 細井)

虐待通報を受理すれば, フローに沿って対応します。

## (神部委員長)

他にご意見, ご質問はありますでしょうか。

# (大島委員)

高齢者の相談窓口の認知度はやや減っているとの結果の報告がありましたが, そのことに関して, どのような対応をしようと考えていますか。

## (事務局 細井)

これまでの広報等による周知に加え、虐待対応マニュアルは、分野別に全て作成しましたので、支援者への周知や、フォーラム等を通じて周知を行っていきたいと考えています。地域の方を対象としたワークショップもありますので、地域に向けても働きかけていこうと思っています。この委員会でも、アイデアや意見があれば、承りたいと思っています。相談窓口の認知度が減少した背景は明確には分かりませんが、今回のアンケート調査の対象は60歳以上としておりますので、内容をご自身に引き寄せにくい方も多かったのではないかと思います。

# (神部委員長)

アンケート調査の結果を受けて,現時点で調査から読み取った実態や,計画に 反映していくべき事項について,市はどのような考えを持っていますか。

#### (事務局 細井)

周知は今後も継続的に行いたいと思います。個別の支援では、問題は多様化、複雑化、高度化し、支援をしながら新しい課題にも対応していくということが浸透してきており、周知啓発の賜物だと思っています。関係者に周知啓発しながら、支援の必要な方の掘り起しをするのもひとつの方法だと思いますので、フォーラムや地区委員会の構成委員に対して周知していくことは行っていきたいと思います。

しかし成年後見制度に関する設問で、「後見人は誰になってもらいたいですか」との問いに、市民後見人と回答した方は、ほぼおりませんでした。一方、国

は市民後見人を増やそうとしており、大きな乖離があります。成年後見制度利用の必要性の周知はまだまだ不足していますので、根本的な「制度の理解」から周知が必要だと感じます。親族後見人の方にはフォローアップ研修もしていきたいと思いますし、ニーズがまだ見えてこない市民後見人についても、行政と裁判所間の選任のシステムを構築していくことで、ニーズと対応の乖離を少なくしていきたいと思っています。

# (神部委員長)

親族後見の利用を希望する割合が高いとの結果でしたが、一人暮らしの方や身 寄りの少ない方は、専門家、市民後見人に頼らざるを得なくなってくると思いま す。家族構成との関連に関しても今回のアンケート調査の結果として示していた だけたらと思います。

# (事務局 細井)

所管課と協議し、今後は、クロス集計等を行い、年齢や世帯構成による意見の 違いもデータとして出せたらと思います。

## (神部委員長)

都市部では一人暮らし世帯が増えていくと予測されている中で、親族後見人だけではまかないきれないと考えられるため、市民後見人のニーズと家族構成との関連も注意深く見ていただきたいと思います。

私は、成年後見制度の認知度は一般市民の方においては低いと予想しており、それは当人にそのニーズがないからと考えていました。しかし、今回は高齢者や障がい者という、その制度を必要とする当事者やその家族に限定した調査においても認知度が低いことには驚きました。広報や啓発のあり方など、工夫が必要だと思われます。

## (事務局 細井)

広報や啓発をいかに行うかは、難しいところです。わが身に引き寄せて考えていただけるかが重要だと思います。高齢者分野では、寿命が伸びる中で、健康寿命との乖離が生じます。どうしても介護期間は避けられない問題となっています。要介護等の認定を受けてから、どう生きていくかに焦点を当てるような啓発になると思います。今回から鈴木委員にも出席いただいておりますので、高齢者のかたのおひとりおひとりが自分の身に引き寄せられるような啓発をどう実践していくかは難しく、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

# (森川委員)

高齢者生活支援センターや権利擁護支援センターの認知度が低いことはショックでした。啓発のひとつの方法として、ヘルパー等のサービスを契約する場面で、場合によっては後見人が必要となるので、事業者の方から成年後見制度について情報提供していただくのはいかがでしょうか。また、健康保険証や介護保険証を市から郵送する際に、説明文等を同封すれば、情報に接する機会に繋がるのではないかと思います。

## (事務局 細井)

いただいたご意見は,所管課と協議して,どのように啓発していくか検討したいと思います。

## (宮崎委員)

中学生など、成年後見制度の利用とは関係のない世代にも働きかけていくのは

どうでしょうか。授業に組み込むことも、ひとつの方法だと思います。

## (事務局 細井)

「成年後見制度」とは少し離れますが、中学生への啓発として、中学生向けの地域福祉計画の概要版を作成した際に、漫画を使って、「地域福祉」を発信しました。また文章は、現役の中学2年生に意見をもらいながら、中学生が理解できる言葉に表現を変え、実際に完成したものを、トライやるウィークという就労体験の期間の前に中学2年生に配布してもらいました。また、今年の8月1日から15日まで、この作成に関わった理由や、関わって気づいたことなどを、芦屋の広報チャンネルで中学生が話してくれています。「地域福祉とは難しいことではない」、「関わって良かった」等を話していて、「個人の権利を守る」ということまで思いを馳せられたかは分かりませんが、「地域福祉」を身近に感じてもらえたと思います。そういう機会を通じて若年層の方にも啓発していきたいと思います。

## (宮平委員)

直接,学校に働きかけていくという点で、社会福祉協議会のボランティアセンターは、今までは学校から依頼があったときに応じるという状況でしたが、今年度は学校を回って、企画の提示をしていますので、そういうところから、周知や啓発ができればと思います。

## (寺本委員)

今回のアンケートで60歳以上を対象とした方の回答者は,60~70歳までが40% を占めています。前回の調査では65歳以上の方を調査の対象としていましたが, 今回は60歳以上としており,この65歳までを回答者の18.3%が占めています。

60歳代は現役で働いている方も多いので、高齢者が社会の支え手として活躍していくステージの中で、成年後見制度や権利擁護を啓発していただくことが重要だと考えます。

## (3) その他

## (事務局 細井)

今回いただいた意見は、各所管課に伝え、どのように計画に盛り込むかを検討します。計画の中間まとめを11、12月頃に行いますので、その時期に合わせて、ご報告ができればと思います。

今回ようやくお配りできる、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアルに関しても、研修がありますので、ご出席いただけたらと思います。

#### (神部委員長)

では、本年1回目の委員会の議事は全て終了しました。委員のみなさま、あり がとうございました。

閉会